

回数制限を超え受ける診療について

(リハビリテーション)

保険診療では、「標準的算定日数を超えた患者様については、1ヶ月につき13単位」までは保険が給付されます。

患者様からそれ以上のリハビリの要望がある場合については特例があります。自己負担により規定する回数を超えて行うことが出来る下記の制度があります。

当院では、患者様が要望され、患者様の治療に対する意欲を高める場合に限りリハビリテーションの訓練を実施しております。その場合の費用については下記の料金となります。

ただし、1日当りの上限は6単位までです。

*料金1単位(20分)の金額

<u>脳血管疾患等リハビリテーション料II</u>	2000円
<u>廃用症候群リハビリテーション料II</u>	1460円
<u>運動器リハビリテーション料I</u>	1850円
<u>呼吸器リハビリテーション料I</u>	1750円

詳細については、リハビリテーション科又は受付までお問い合わせください。